

## 平成17年度第3回三重県国民保護協議会概要

日時：平成17年11月9日(水)

13:30～15:00

場所：三重県庁講堂

### 1 開会

挨拶(野呂会長)

### 2 議事

#### (1) 三重県国民保護計画(素案)に対する県民の意見について

(資料1、2)を用いて事務局からその内容を説明

#### (2) 三重県国民保護計画(中間案)について

(資料3、4)を用いて事務局からその内容を説明

#### (質疑応答)

質 問： 武力攻撃事態は、4類型を対象としているが、それぞれの類型により対応が異なるため、住民が避難する際に戸惑うことになる。県は、市町村国民保護計画の協議を通じて市町村と緊密な連携を図り、避難実施要領の作成を支援して欲しい。市町村が住民に理解できる内容で説明ができるよう、県としても努力して欲しい。

回 答： 国民保護計画は、先般、指定行政機関(国の省庁)が計画を作成した。そして、県が今年度、市町村が、平成18年度に作成することになっている。市町村が国民保護計画や避難実施要領のパターンを作成するにあたって、県は、避難に関して、避難要領(仮称)というマニュアルを作成し、また、国からも市町村国民保護モデル計画というものが出てくる。それを受けて、市町村が計画を作成することになるが、県としては、支援をしていきたいと考えている。

国、県、市町村の計画ができた段階で、県民の方にわかりやすい計画になると思っている。

質 問： 中間案の29ページ、35ページを見ていると、「第1 県における組織及び体制の整備」や「第2 関係機関との連携体制の整備」等が記載されているが、実際に武力攻撃や大規模テロという有事が発生した場合にどのように行動するかということが書かれていないと思うが、どうか。

回 答： この計画については、避難から救援、そしてそれに伴う被害の最小化ということを目的に、体制整備しておくことが必要であると考え、その体制整備を定めている。

避難に関しては、議事(3)で説明する避難要領(仮称)でもう少し詳しい手続を決めていくことになっている。このことについては、

市町村の計画、避難実施要領のパターンができて、初めて一体的な議論ができると考えている。

県の各部局の業務については、活動要領等の作成を検討していきたい。

質 問： 3点質問がある。

まず1点目は、有事における業務ということで、計画の64ページに有事の際の業務分担のポイントが挙げられているが、この業務分担は、県庁職員の参集率が何%くらいで100%の活動ができると考えているのか。基本的には、県庁職員が被災をしないというのが前提になって、これが組み立てられているのではないかと。そうであれば、有事の際にこのままの業務がそのまま100%遂行できるのか少し不安になる。最低何%くらいの人員の確保があれば、このすべての業務がほぼ完璧にできると考えているのか。

2点目は、危機管理や有事に関して専門知識を持った人材を県独自でどの程度養成できるのかということだ。これは全国の地方自治体に課せられた課題だと思う。有資格者の養成ということだが、新たに、「防災士」などの有資格者が養成されつつある段階だが、こういう課題に対して三重県はどう取り組もうとしているのか。

それから3点目は、有事というのは、県境に関係なく起きるのが原則だとすれば、広域的な対応についてどう考えているのか。特に縦割り組織である警察や消防に関する広域対応は、ある意味では非常に難しいと思われる。これらの点について具体的に複数県にまたがる広域対応の施策や方針をどのように認識しておられるのか。

回 答： 3番目の質問の広域性の対応については、自然災害等でも、現実に広域の連携強化ということで、いろいろな対応をやっており、国民保護に関することについても、広域的な対応をしようということで、今は、三重県が属している中部圏知事会や近畿圏知事会で協議をし、今後そういう体制について、自然災害等の対応と同じように広域連携のあり方を構築しようとしている。

また、1番目の質問は、県職員の配備の話だと思うが、31ページに、「準備体制」、「警戒体制」、「非常体制」といった形で記載されている。その中で、「準備体制」、「警戒体制」は、各班に災害対応に必要な人員ということで定めている。それから、「非常体制」は、全職員ということである。そうした中で、これは災害と同じように、いわゆる行政職員、市町村も同じだが、いかに被害を最小化するかである。それには、消防本部、自衛隊、警察等の関係機関の協力、それから、地域の住民の方の御支援を賜わらなければならない。防災関係も同じだが、この有事に際しても、我々は防災関係機関と連携を取って適切に行っていきたいと考えている。それと、国との連携も欠かせないと

考えている。

危機管理に対しての専門知識の話であるが、これは各県でいろいろな話が出ており、大きな課題だと認識している。その中で、やはり国と連携して知識の習得をしていかなければいけないと考えており、現時点では、我々防災危機管理局の職員の資質をもっとレベルアップする必要があると考えている。場合によっては、専門家への依頼といった研修も考える必要がある。なお、11月27日に、福井県が国と共同で、原子力発電所を対象とした国民保護の訓練をするが、三重県からも職員が参観することになっており、市町村にも、参観を照会している。今後、いろいろな機会を利用して、専門知識を有する人材を育てていきたいと考えている。

指摘された点というのは、いずれも計画倒れにならないのかというような観点から非常に大事なことであり、今後こういったことに留意しながら、考えていかなければならない。

質 問： 専門知識を有する人材というのは、すぐにできるものではない。人材の養成は、かなりの時間がかかる。現在の計画段階からすでに歩み出してもいい問題で、すぐにかからなければならない優先順位の高い課題なのではないか。これらの人材が地域社会の住民の中に養成されればされるほど、いわゆる地域の住民共助組織やそれに近い組織にそういう人たちが大勢存在することになる。そうすると、おのずと草の根ベースの体制が整備されていくことにつながると思う。最後は人なので、この体制整備は急ぐべきだと考えるがどうか。

回 答： 我々は、武力攻撃災害が明日起きる可能性があるということを考え、早期な人材育成、そして広域的な連携に対応できる人材の発掘ということを踏まえて今後やっていきたい。

また、三重県は地震対策等で、市町村を含めた連携の取組や全体的な取組として、人材育成等を含めた取組をしていることに評価をもらっている。こういった防災の体制と密接に連携することがあるので、そういったことも活かしながら取り組んでいくことが必要だと考えている。

質 問： これは有事の関係ではなしに災害の関係でお尋ねしたいのだが、防災訓練をした時に、住民への連絡系統で、自治会を使う場合と市の自治基本条例に基づいて設置された住民自治協議会を使う場合があり、混乱した。

だから、今になって危機管理の担当者も困っているのだが、あくまでも連絡系統は、区長、町内会長、自治会からくると認識しているので、住民自治協議会というものではないように思う。その辺の見解をきちっとしておかなければ、この先、全員を避難させよう、どうしようと思ったときに、混乱するのではと思う。

その点を、今日でなくてもかまわないが、きちっとしておきたい。

回 答： 昨年度、三重県でも自然災害で甚大な被害を受け、そのときに地元住民の方には大変お世話になった。災害対策に協力していただくのは、自治会、全国から集まるボランティアの方等、いろいろな方がいるが、そのときに一番困ったのは、防災のボランティアの方のコーディネーターだった。

国民保護については、住民の方の自発的な意思による協力ということで、有事の際は、自主的に地域住民の方に協力していただくということになっている。自主防災組織やボランティアの方に協力をいただき、地域社会全体をよりよい形で作り上げていきたいと思っている。

県政の方針でも、県民が主役、県民とともに協働する、住民の感性を磨いていくということであるが、有事の際に関しても、自主的に協力していただく方が多くなれば、我々は大変ありがたい。そしてまた、それを進めていくのが我々の仕事だと思う。

今後、市町村が計画を作成していくなかで、住民避難や住民の参画の仕方も明らかになってくると思うが、相当議論になってくる部分だと思う。

質 問： 今日の資料でも、住民説明会、パブリックコメントの中でも、今回のこの国民保護計画について周知を図るべきであるというような意見が出ており、また、この計画の第5章「国民保護に関する啓発」のところでも、啓発すべきだ、積極的に取り組むというようなことが書かれている。そのため、マスコミ等の機関も、今後この国民保護計画が作成されていく段階の中で、関係機関やこの協議会と連絡を密にし、県民、国民への広報については積極的に取り組んでいかなければいけないと思っている。

61ページから記載されている「県対策本部の設置」という組織のところであるが、有事というか緊急時に県対策本部が設置され、そこがすべてを集約していくという形になると思うが、その中で、この図表を見ると、現地対策本部あるいは状況によって地方部といったものが設置されるというような計画になっている。

我々は、緊急時に国民、県民の安全な避難あるいは緊急の通報、警報等を実施していく中で、正確な情報を素早く伝えなければいけないと考えている。その中で、県対策本部や現地対策本部、地方部という組織がそれぞれあり、これ以外にも市町村の対策本部ももちろんできていくが、それぞれがどのような情報をどのように集約していくのか。もちろん最終的には県の対策本部がすべてを統括するというところであろうと思うが、私ども報道機関としては、正確な情報を素早く伝えていくという中で、それぞれの組織の中にどのような情報がどのようにして収集されていくのか、こういったことについて整理して欲しい。

あるいは、整理ができるのかどうか、その辺について聞きたい。

回 答： 今の質問は、市町村の計画が出てから機能すると思っており、今仮定の話を挙げて説明するというのは非常に困難であるが、62ページに県の対策本部、地方部、現地対策本部について、記載されている。特に現地対策本部については、県庁に置く対策本部を補完し、現地で直接対処しなければならないような場合に置くようになっている。

そういった中で、いかに適切かつ正確、迅速に情報発信をしていくかが課題である。情報発信については、段階により、例えば、警報や避難しているときの状況、避難先での状況、武力攻撃災害が起きたときの救援の活動の中での状況、場合により、現地対策本部で取材する記者の方への情報、県の対策本部で広報する情報等があり、的確に伝えていく必要があると考えている。県民の方やボランティアの方、自主防災組織の方に活動していただく中では、我々は正確な情報を伝え、それらの方たちの安全確保をするということが大きな役目である。我々が現地対策本部や地方部を設置したときは、県対策本部と緊密な連携を取って、正確な情報をマスコミの方に提供し、また、マスコミの方は現地で得られた情報ともあわせて県民に広報していただければありがたいと思っている。県対策本部で適切に一元的な情報提供するようにしていきたいと考えている。

質 問： 来年度、市町村は総務省消防庁のモデル計画を参考として国民保護計画や避難実施要領のパターンを作成していかなければならない。

国民保護計画では、県の責務として、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するとなっている。そういった立場において、市町村が国民保護計画を作成するに当たって、どのような支援をするのか聞きたい。

回 答： 市町村からいろいろ相談を受けている。県の計画を作成するときにもいろいろな議論をし、国等ともいろいろな調整をして、ようやくこの形になった。市町村では、平成18年度の予算や組織の話について、取り組んでいると思うが、やはり国、県、市で一体的なものをつくるにあたっては、県としても支援をしていきたいと思う。

県の計画の内容についても、説明会を開き、また、国民保護に関しても、学識者を招いた研修会を開いているので、ある程度中身は理解していただいているのではないかと考えている。その中で、県の重要な役割として、今後も、市町村に、この県の計画の内容を説明し、そして、市町村の体制や計画の内容等についても相談し、住民の方から見てより実効性のある計画にできるよう市町村と連携していきたいと考えている。

( 3 ) 避難の指示について

( 資料 5 ) を用いて、事務局から避難要領 ( 仮称 ) の概要を説明。

( 4 ) 今後のスケジュールについて

三重県国民保護計画作成スケジュール ( 資料 6 ) に基づき事務局から説明。

・ 第 4 回協議会は 1 月下旬から 2 月上旬に開催し、最終案の諮問を行う。

( 5 ) 今後の国民保護に関する取組について

今後の国民保護に関する取組について、意見交換を行う。

( 質疑応答 )

質 問： 私も、初めに計画を見た時、理解できなかったが、だんだんとわかるようになってきた。

一方、住民の方は、もともと国民保護について、何が何かわからない、突然出てきた話だと考えていると思うので、ぜひもう少しみんなと一緒に考える場を設けて欲しい。

また、この計画に出てくる三重県らしさはどこにあるのかということを見えてきたが、三重県の特徴をぜひ示して欲しい。

回 答： 県民局単位で住民説明会を開催し、計画の説明をしたところ、住民の方から身近に感じられないという御意見がたくさん出た。そういった意味で、我々は平素の取組として市町村と連携して県民の方に御理解していただくよう、啓発をしっかりとやっていきたい。それは単に危機感を煽るだけではないと考えている。

それから、災害の中で御協力をいただく住民の方には本当にお世話になっているが、武力攻撃災害への対処にあたって、協力していただく方の安全の確保というのは一番重要な点なので、しっかりとやっていきたいと思う。

地域の特性ということは、あくまで緊急時の避難等の問題のことなので、伝統的な文化や芸術での表現の仕方ということとは性格がやや異なっていると思う。しかし、例えば、地理的な特性や学校などの子ども、中山間地域ではお年寄りが多いといったそれぞれ地域には地域の事情があるので、そういう地域の特性に着目したいろいろな取組が非常に大事だと考えている。

質 問： 資料 5 の 1 枚目にある点線で囲ってない右側の下の方に「行動マニュアル」というものがある。いま言った「地域特性」は、まさに行動マニュアルの中に色濃く出てくる要素だと思う。国全体としては、武力攻撃事態に対する対応マニュアルがもうでき上がっており、その地域版、家庭版をこれから作るのだろうと思うが、ただ単に地域的特性に配慮したというだけでは、全国みんな特徴がある。したがって、三重県の特徴を出すとすれば、安全・安心のまちづくりということが盛

んに地方自治体で言われているので、安全に対する徹底した対応に関して、三重らしさを出すのが最適だと思う。

私が考えるには、それは最終的に人だと思う。あまり「人」のことを言う自治体はまだほとんどない。先ほども言ったように、人材の養成と確保をどうやるかである。正しい知識を持った人材をたくさん養成すればするほど、自然に住民意識が高まり、これが啓発活動そのものになる。したがって、その点に配慮した行動マニュアルと計画の作り方が三重らしさそのものになるのではないか。

回 答： 三重らしさを出し、そういう三重県としてのさらなる頑張りということについては、そのとおりであると思う。

そういうことから、発言の趣旨は、三重県は三重県として、より実効性が高まる努力、人材養成を含めた対応をしっかりとやっていかなければいけないということだと理解する。

質 問： 市町村で計画を立てるのには、先ほども少し出たと思うが、自治会長に十分理解していただいて自治会の皆様に浸透させてもらわなければいけない。自主防災組織を結成するのでも、自治会長が真剣に取り組んでいるところは、活動も活発にされているが、あまり関心ももたれていない自治会長がいる町内は、他の組織から少し遅れているというのが現状である。

国民保護法でも、市町村では、自治会長に十分理解していただいて、地域住民の方にいろいろと話をさせていただくということで理解してもらえるような進め方が一番必要ではないのかと思う。

回 答： 先ほども意見があったが、市町村が計画を作成するとき、そして啓発するときには、今の意見を踏まえて、市町村と連携して行っていきたい。

#### 4 閉会